

会 議 録

◇事務局－都市整備部交通対策課自転車計画グループ 電話 03-3981-2169

附属機関又は 会議体の名称	豊島区自転車等駐車対策協議会 第25回 全体会	
事務局（担当課）	都市整備部交通対策課	
開催日時	平成26年2月5日（水）午後2時～午後3時20分	
開催場所	豊島区健康プラザとしま7階 上池袋コミュニティセンター多目的ホール	
出席者	委員	<学識経験者>太田勝敏 <区民、区長推薦者>内田忠、木川るり子、京谷宣明、齊木勝好、玉井勝、柳田好史 <区議会議員>森とおる、山口菊子、木下広 <鉄道事業者>安達光成、小林良憲、町野東彦 <関係行政機関>上田誠、佐藤公俊、田中仁
	その他	<幹事等>都市整備部長、土木部長、都市計画課長、建築審査担当課長、道路整備課長、交通対策課長（事務局）
	事務局	交通対策課自転車計画グループ
公開の可否	公開 傍聴人数 5人	
非公開・一部公開 の場合は、その理由		
会議次第	（議題） 1. 平成25年度の主な事業について（報告） 2. 附置義務駐輪場制度の見直しについて 3. 「第二次総合計画」策定に向けた今後の協議会運営について	

審 議 経 過

開 会

事務局： それでは定刻となりましたので、ただいまから豊島区自転車等駐車対策協議会第25回全体会を開催いたします。

あらためまして、こんにちは、本日はお忙しい中、また本当にお寒い中ご出席いただきましてありがとうございます。

私は事務局を担当いたします交通対策課長の廣瀬と申します。よろしくお願いいたします。

本日の会議は協議会委員の過半数が出席されており、条例に基づき成立しておりますことをご報告します。また同じく条例に基づきましてこの協議会は原則公開で行い、議事録も公開となりますことを了承ください。

また、本日は傍聴の方がいらっしゃいます。傍聴の方には、あらかじめ資料をお渡しして会場にお入りいただいております。

会議に先立ちまして本日の資料の確認をさせていただきます。事前に送付いたしましたものと、本日席上にご用意させていただいております資料がございますので、あわせて確認させていただきます。

まず、本日の式次第でございます。席上に追加配布しておりますものが最新になりますので、事前送付のものと差し替えをお願いします。

次に、資料25-1といたしまして、A4版14ページの「総合計画に基づく施策への取組み」でございます。

資料25-2、A4版1枚のメトロポリタン駐車場東側用地、これは西武鉄道さんの変電所用地でございますが、そちらの活用という資料でございます。

次に、「資料25-3」といたしまして、「池袋駅南自転車駐車場の整備概要」がございますが、こちらにつきましては、事前にお知らせしましたとおり、本日の協議終了後に視察を用意しております。協議終了後、お時間がございます委員の方にはマイクロバスにより現地へ移動いただき、視察の後に現地解散という予定になっておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、「資料25-4」といたしまして、「大塚駅南口駅前広場地下の活用」がございます。

次に、「資料25-5」といたしまして、「附置義務駐輪場制度周知資料」でございます。

次に、「資料25-6」といたしまして、A4一枚の「第二次総合計画策定スケジュール」でございます。

続いて参考資料でございます。

「参考25-1」といたしまして、「放置自転車の最新状況」A4版1枚の資料でございます。

次に「参考 25-2」として、協議会委員の名簿となります。

続きまして本日席上に追加配布しております資料でございます。

「資料 25-7」といたしまして、「新庚申塚停留場周辺の駐輪施設整備の検討」次に「参考 25-3」の「豊島区自転車等の利用と駐輪に関する総合計画に基づく駐輪場整備状況」になります。

その他にカラー刷りの「道路交通法一部改正」の案内。

同じくカラー刷り外国語で記載された「自転車の安全利用ガイド」。

最後に、「再生自転車海外譲与 25 周年記念」の冊子をお配りしております。

以上でございます。

また、資料とは別に水色の総合計画をお配りしておりますが、いつものとおり、協議終了後に回収いたしますので、終了後は席上に置いたままでお願いします。

本日の欠席に関するご連絡ですが、諸岡副会長から体調不良により欠席のご連絡をいただいております。また、足立委員、本橋委員、武内委員、武田委員、吉原委員、小山委員、青柳委員から業務都合のため欠席のご連絡をいただいております。また、山口委員から議会公務により遅れて出席というご連絡を受けております。

それでは会長、本日の議事進行よろしく申し上げます。

会 長： 皆様、本日はお寒い中、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。ございます。

豊島区自転車等駐車対策協議会第 25 回全体会を開催いたします。

はじめに、いつものお願いでございますが、取材の方がいらっしゃいましたら、写真等の撮影につきましては会議の冒頭までにさせていただきますのでよろしく申し上げます。

本日の議題は 3 つございます。まず、「平成 25 年度の主な事業について」、続いて「附置義務駐輪場制度の見直しについて」、三番目に「第二次総合計画策定にむけた今後の協議会の運営について」ということです。協議終了後、次第にありますように本年 1 月にオープンしました池袋駅南の自転車駐車場の視察を予定しているということでございます。

それでは早速ですが、議題 1 の平成 25 年度の主な施策への取り組みについての報告を、事務局の方から説明をいただき、その後質疑を行いたいと思います。事務局の説明もお座りになったままでお願いします。

事務局： ありがとうございます。ただいま会長から視察についてお話しがありましたが、移動用にマイクロバスをご用意しております。議事の進行にもよりますが、15 時位を目途にこちらを出まして、現地での視察後解散を予定しております。現地は池袋駅の東側にありまして、池袋駅東口まで徒歩 5 分の位置にあります。

ご参加をよろしくお願いいたします。

それでは議題1についてご説明させていただきます。

資料25-1をご覧ください。「総合計画に基づく施策への取組み」という資料になります。

まず、最初のページをご覧ください、総合計画のそれぞれの方針ごとに分けまして、左から施策内容の抜粋、右に移りまして二段書きの上段に総合計画を定めた平成18年度以降の実績、下段に本年度の主な取組み、さらに右に今後の事業計画等といたしまして、進捗状況をお示ししたものになります。前回の協議会以降、進捗がありましたものを太字で表記しております。詳細につきましては、資料25-2以降の資料を使いながら説明させていただきます。

1ページめくっていただいて右側3ページをご覧ください。「放置自転車等防止対策の推進」の上から2段目②の「効果的な撤去の実施」でございます。以前から本協議会でも話題になっておりますが、放置自転車台数がピークの頃には通勤通学を目的とした日中の放置自転車が圧倒的であったのに比較すると、各駅前の駐輪場が整備される中で、近年には夕方から夜間にかけての買い物などのための短時間の放置や、夕方以降の活動する方などの放置が目立ちつつあります。そのような状況から、今年度から夜の撤去も試行的に実施しているところでございます。これは役所が手薄になる時間であることから、夜は撤去されないんだろうという方もいらっしゃると思いますので、池袋の中に限定しておりますが、試行的に年に何回かというレベルですが始めております。今後は夜間撤去の効果を検証しながら当面の間継続していく予定でございます

続きまして、同じ資料の6ページをご覧ください。上から2段目⑧ですが、「メトロポリタン駐車場東側用地の活用検討」が総合計画の課題として残っております。資料25-2をあわせてご覧ください。A4一枚の資料になります。現地の場所でございますが、池袋の駅から見ますと南側、目白方面。南池袋一丁目ということで、西武池袋線とJR線の交差するところにメトロポリンプラザの大きな立体駐車場がございます。その東側の線路沿いに西武鉄道さんの変電所がございます。敷地の有効活用ができないかということで、総合計画策定時から鉄道事業者の協力検討の一つになっていた敷地ですが、昨年、変電所の建築が一段落したということから、総合計画に基づいて、西武鉄道さんが運営する自転車・原付・バイクの駐車施設設置協力の申出があり。昨年12月16日にオープンしていただいたものでございます。構造的には、平置きの無人施設になっておりまして24時間オープンになっております。コイン式清算機をおいた時間貸しと、バイクについては定期利用も可能な施設として整備していただいております。整備内容は8時間ごとに100円で自転車が55台、原付は8時間ごとに200円で61台、排気量の大きなバイクも9台収容できまして8時間ごとに300円。その他に原付・バイクは排気量を問わず税別月10,000円で11台が定期利用ができるように整備していただきました。ちょうど池袋駅の南側の駐輪施設が手薄な状況でござ

いますので、放置自転車対策としても大変有効なものと考えております。この場をお借りして御礼を申し上げるとともに、ご紹介させていただきます。

続きまして、同じく資料 25-1 の 6 ページ一番下の段にあります池袋駅南自転車駐車場です。本日視察で現地を見ていただきますが、概略を申し上げます。資料 25-3 をご覧ください。A3 横の資料でございます。住所で申し上げますと南池袋二丁目に区立の比較的大きな公園がございますが、その地下に東京電力さんが地下 5 層の変電所を整備しております。そのうち、地下 1 階部分を区へ提供いただき、区は内装費用の負担で駐輪場を整備し、本年の 1 月 6 日にオープンしました。前回の協議会でもお話ししておりますが、当初は撤去自転車の保管所として利用できないかと考えておりましたが、まだ駐輪場が不足しているという池袋の状況や、地元の町会・商店街からの要望もありまして、まずは、駐輪場として整備し、駐輪状況を見きわめた上で、仮にスペースが余るようであれば、将来の撤去自転車保管併用施設としての活用も検討したいと考えております。駐輪方法は平置き、収容台数は自転車 1,084 台、駐輪場へは地上からスロープ付きの階段もしくはエレベーターを使用していただきます。管理室を設け、有人の管理になっております。休場日は 1 月 1 日から 3 日。開場時間は池袋駅の始発終電を考慮して、午前 4 時から翌日の深夜 1 時 30 分までとしております。使用料は、定期利用は区内在住の方は 1 台につき 1,250 円、学生は 650 円。区外在住の方は 1 台につき 1,500 円、学生は 750 円でございます。当日利用も可能にしておりまして、最初の 3 時間までは無料、その後は一日利用ということになり 100 円でご利用いただけます。駅前の有人管理の施設に比べまして半額近くの割安な施設となっております。まずは使っていただくために誘導等を行っているところでございます。近くにグリーン大通りという駅の東口からまっすぐ伸びている道路がございます。こちらに暫定の自転車置場がございます。3 月までは残っていることから、そちらが廃止されることで、こちらに変更される方が相当いると考えております。詳しくは後ほどの視察の中でご説明いたしますのでよろしく願います。

資料 25-1 に戻りまして、7 ページをお開きください。中段の大塚駅の②「南口駅前広場地下部分を活用した駐輪場施設の整備」がございます。資料 25-4 をお開き下さい。この協議会でも経過を説明しておりますが、進捗がありましたのでご報告いたします。前回協議会でもご報告しましたが、25-4 の上の現況写真にもありますが、JRさんが大塚駅ビル地下へ駐輪場を整備していただきました。区の駐輪施設の整備は、写真に黒い点線で囲ってある箇所整備エリアの地下への整備計画でございまして、現時点で最大収容台数は概ね最大 1,000 台を予定しております。今日ご覧いただきます池袋駅南と同様に、オートスロープやエレベーターを設置し、使いやすい工夫をしたいと考えております。また、駅ビルと 2 か所で連絡できるようにできるように進めているところです。現時点ではちょうど広場にあった都電の電柱移設が終わりまして、本体部分の着工に取り掛かったという段階でございます。3 年かかる長い工事でございますが、今後とも進捗

状況はこの協議会でも報告したいと考えております。

続きまして、資料 25-4 の 14 ページをお開き下さい。上から 2 段目の「条例による附置義務駐輪場の整備と制度の見直し」です。これは議題 2 であらためてご説明いたします。

同じ 14 ページの一番下②「歩道等を活用した駐輪場の整備」。都電荒川線新庚申塚停留場周辺の整備についてでございます。資料 25-7 をご覧ください。A4 の本日席上にお配りした資料になります。前回の協議会において、巣鴨と西巣鴨のまちづくり協議会、地元の各町会さん、地元選出の各会派の区議の皆様の連名で豊島区の土木担当部長宛てに都電荒川線の新庚申塚停留場周辺の自転車放置対策として、巣鴨と西巣鴨中間地点あたりの白山通りの広い歩道を活用して有料駐輪施設を整備して欲しいという要望があったことを報告いたしました。その後、国道事務所とも協議を進めておりまして、整備をする方向で進めております。新年度の予算確保にも目途がつかしましたのでこの協議会へも報告させていただきます。今後の進捗についてもご報告してまいります。

長くなりましたが、議題 1 の今年度の主な事業についてご説明は以上でございます。

会 長： ありがとうございます。

ただいまの説明に対して、ご意見ご質問がございましたらよろしく願います。

D 委 員： 幾つかありますが、第一に、メトロポリタン駐車場東側用地に西武鉄道さんが自ら設置運営する駐輪場を設けていただいたことについて、大変ありがたく厚く御礼申し上げたいと思います。この事例に限らず、サンシャイン 60 さんであるとか西友さんもそうですが、自ら設置運営するという事例が広がってきています。もちろん豊島区の努力もありますが、豊島区にぜひお願いしたいのは、鉄道事業者に限らず様々な事業者にこういう事例が広がっていることをアピールしていただいて、もっともっと広げて行く努力も進めていただきたい。

事 務 局： ご指摘ありがとうございます。後ほどご説明しますが、参考資料 25-3 にこれまで総合計画に基づいて整備したもの以外に民間さんで整備していただいた事例も載せております。民間で整備された駐輪施設については、誰でも使えるように整備していただいたものにつきましては、私どもの駐輪施設を紹介するホームページを使って、開場時間や利用料金なども含めて積極的に紹介するようにしております。今回の施設もご案内申し上げたいと考えております。

D 委 員： 次に、この後に視察に行く池袋駅南自転車駐車場についてですが、メリットとしては、グリーン大通りの暫定置き場にはなかった当日利用が設けられている。また、先ほどの説明では利用料金はかなり低めに設定しているということ

でした。しかし、現行のグリーン大通りは駅からいくつかのブロックに分けて料金を設定していますが、駅から遠いところには今回の駐輪場よりも安い設定があったのではないかと思います。その辺りを利用者にとどのような説明をして納得をしていただくかということ、特に、グリーン大通りの利用者は、現在の場所に慣れているのに、場合によっては遠くなってしまう方もいらっしゃると思います。駐輪場まで遠くなったうえに、地下に停めなければならない、その上料金まで高くなってしまう。そういう方への説明にはどのように臨んでおられるのか教えていただきたい。

事務局： 池袋駅南自転車駐輪場につきましては、有人管理の条例施設の中では安い利用料金で設定しております。これは、駅から離れているという理由もございます。グリーン大通りが安かったのは、暫定施設ということで、いつまでも利用できない施設であり、路面に白線を引いてガードパイプで仕切っただけの簡易な施設になっていることから、高い利用料金は設定できないという理由で年間の登録料を12,000円から3,000円の間で設定をして運営してきたところです。池袋駅南の料金設定につきましては、できるだけ多くの方に使っていただきたいという考えと、受益者負担の考えのバランスをとって最適と思われる料金に設定しております。また、グリーン大通りの利用については、料金が安いということもございまして、毎日使わない方も登録されていたということもあると思います。池袋駅南には定期的他に、当日利用やコイン式ラックも用意しておりますので、自転車使用状況に合わせた無駄のない駐輪場の利用方法を選んでいただけると考えており、周知に努めてまいりたいと考えております。

D 委員： グリーン大通りに登録している自転車の台数を教えていただきたいのと、原付はどこに停めたら良いのかがはっきりしていないので、それについて教えてください。

事務局： ご質問いただきましたグリーン大通りの登録台数ですが、概ね1,100台程度です。原付についてですが、グリーン大通りは暫定施設ということで、原付置場を設けておりましたが、以前からエンジン付のものを歩道に置くのは望ましくないという指摘をいろいろなところから頂いております。グリーン大通り廃止後に、原付はどこに置けば良いのかというお話しですが、隣の東池袋駅の暫定置き場には原付を置くスペースがございますので、そちらを若干拡大する方向で考えております。また、池袋駅の近くや、周辺に駐車したいという方には、今回オープンしていただきました西武さんのバイク置き場であるとか、民間のバイク置き場を紹介していくことになるかと考えております。

先ほどのグリーン大通りの登録台数ですが、最大時の登録台数は約1,500台でありましたことを補足させていただきます。

D 委員： 後で現地を確認させていただきますが、グリーン大通りの登録台数が1,500台であれば、収容台数が1,084台の池袋駅南には入りきらないということになります。その点のご説明をお願いします。

事務局： グリーン大通りの定数自体は600台という枠になっております。これはフルに並べてぎっしり詰めれば600台まで収容できるということです。この中で1,500台まで受け入れた理由は、先ほどの説明の中で少しお話ししましたが、毎日そこを利用しているわけではない方も登録しているということがあります。ですので、登録台数は、同時に駐輪できる台数ではございません。実際の利用状況を見きわめながら、できるだけ多くの方に利用していただけるように登録を受け付けております。現時点で新しくできた池袋駅南の新年度の申込状況は270台です。今後グリーン大通りが廃止になるのを受けて、駆け込みで申し込みが増えるものと考えておりますが、収容しきれないのではないかとというのが、現時点での事務局の見込みでございます。

会長： 今後の状況を見ながらということですね。ありがとうございました。他にご意見はございますか。

O 委員： 夜間撤去についてなんですけれども。試行の実施ですので詳細をお聞きするのも何なんですけど、初めて聞いたのでお伺いします。目白の方でも他でも夜間が厳しいというお話は聞いておりますし、個人的に相談も受けておりますけれども、夜間撤去をやっている他の区があるのかどうか、またコストパフォーマンスという問題から考えますと、何時から何時までどこでやるのかということが非常に気になりまして、試行期間の期間も含めて決まっていることがあれば教えて頂きたいのですがいかがでしょうか。ということが一点。

もう一点として、前から気になっている点で行政側も大変な状況下と思っておりますが、原動機付自転車の撤去についてなんですけれども、それはどうしてもついて回る話だと思ひまして質問します。非常に質問し難い問題で、ご回答も難しいとは思いますが、条例で撤去保管手数料8,000円ということも決まっている中で、なかなか撤去できないという現実があります。区の条例や点数や道交法の関係もありますし、警察とも確認しあう必要もあるでしょうが解決されていない問題だと思ひますのでお考えをお話し下さい。

事務局： まず夜間撤去についてございますが、今年度内4回試行実施いたしました。別途予算が必要な内容になっておりまして、担当の職員を残さなければならないということもありまして、ローテーションを組むということまでは難しいということから、池袋駅の東口西口の特に人通りの邪魔になる所を中心に、試行的に実

施しました。撤去時間につきましては公表してしまいますといろいろとありますのでご勘弁願いますが、豊島区が実施した時間帯で他区に事例があるという話しは聞いておりませんので、豊島区の試行が一番遅い時間になるのではと思っております。

二つめの原動機付自転車の撤去の件ですが、実態として年間数十台を撤去するというのがギリギリの状況でございます。自転車が集中して放置している中で、重い原動機付自転車を担ぎ上げてトラックの荷台に乗せて撤去するというのは効率的に非常に悪いことになってしまいます。いずれにしろバイクの駐車違反を警察で苦慮されていると同様に課題であるということは認識しております。今後どれくらい力を入れていくかということも含めて、関係機関と協議していかなければならないという、問題意識を持っているという所であります。

会 長： 大変苦勞されているということはわかりました。関連して私からお伺いしたいのですが、西武さんがバイクの駐車を作っていただきましたが、池袋ではバイクの駐車場は足りない状態なのでしょうか。

事 務 局： 車の駐車場と併設して月極で運営しているところなどはわからないのですが、池袋中心に豊島区内には約300台ほどの賃貸しのバイク専用置き場があるということは把握しており、徐々に増えている状況にあります。大きなオートバイについては自転車法もあり区は直接手は出していないのですが、以前にもお話ししましたように、東京都の道路保全公社等の助成金制度などをご紹介しながら、民間に協力をお願いして徐々に増やしていくという状況でございます。

会 長： ありがとうございます。車やバイクの駐車場や原付の問題もありますし、今後の状況によっては対応を考えていただきたいと思えます。

今の議題について他にご意見はございますか。

他にご意見が無いようですので、続きまして附置義務駐輪場制度の見直しについて事務局からご説明願います。

事 務 局： それでは資料 25-5 をご覧ください。「豊島区自転車駐車場の附置義務見直し」とある A4 両面の資料になります。前回までの協議会の中で特定の用途で、一定以上の規模を持つ建物について、建築の際には自転車の駐車場を設けないといけないという内容を自転車法に基づいて区の条例で定めているものですが、一年半に渡りまして協議を続けていただいた結果、昨年8月にパブリックコメントを実施、12月に区議会の第四回定例会におきまして豊島区自転車等の放置防止に関する条例の改正を無事終了することができました。あらためて御礼申し上げます。改正点につきましておさらいになりますが、ご報告をさせていただきます。まず、新しい条例の適用でございますが今年の7月1日以降に新たに対象行為に着手する場合には適用されることとなります。対象となる地域は都

市計画法に定めます商業地域、近隣商業地域に限られていましたが、これを新条例では区内全域とします。これはちょっと大きなスーパーであれば住居系の用途地域であっても建てられる可能性は十分にあることから、集客施設については用途地域に限らず駐輪対策は講じるべきだという意見がございました。次に対象となる建築行為についてですが、従前は新築・増築でございました。これについては建築基準法の改築・用途変更を対象に加えました。附置義務の有無の基準になる台数を10台にすることで、例えば遊技場ですと、15㎡ごとに1台と算出します。150㎡から附置義務がかかるということになります。同様にスーパー等については20㎡ですので200㎡から対象になるということになります。

資料の裏面をご覧ください。パブリックコメントの結果をあわせて報告させていただきます。8月にパブリックコメントを実施する旨を前回の協議会でご説明し、予定通り実施することができ、実施の結果6件のご意見をいただきました。ご紹介しますと、全面的に賛成しますが、他区に比して突出して厳しい内容にならない配慮が必要という意見がございました。また、自転車もかなり多様化しておりますので、ご意見では規格外という表現が使われておりますが、比較的に大きなサイズの自転車にも対応できるように指導して欲しいなどのご意見をいただきました。区の回答案としまして、区の放置状況をもとに、他区の事例を参考に検討し、従前に比べて厳しい部分もありますが、緩和しているところもありバランスに配慮しつつ豊島区の特性に合わせた形での変更させていただきました。という回答をいたします。

改正については7月にご説明した内容の原案のとおりになっておりますので、詳細については後ほどご確認願いたいと思います。本日は昨年12月に改正されたということをご報告します。以上でございます。

会 長： 裏面のパブリックコメントの回答案とあるのは、回答したということでしょうか。

事 務 局： 昨年12月に条例は改正されましたが、現在、施行規則を改正しておりますので、施行規則ができしだい結果を公表する予定でございますので、今の時点では案ということにさせていただきました。

会 長： それではこの議題についてご意見はございますか。
ご意見はないようですので、進めていただきたいと思います。
次に、第3の議題であります「第二次総合計画」策定に向けた今後の協議会運営について事務局から説明をお願いします。

事 務 局： それでは資料25-6「第二次総合計画策定スケジュール」をお開きください。A4一枚の資料でございます。本日も参考に机にお配りしている水色の現行総合計画は、平成18年度に策定いたしまして、平成23年度には中間見直しをいたし

ました。総合計画は10か年を計画期間としておりますので平成27年度末には計画満了を迎えます。このため、現行の総合計画終了後も駐輪対策や放置自転車対策を継続的に実施するため、区としては次の10か年を対象とした新たな総合計画を策定する必要があると考えております。そこで新たな総合計画の策定に向けた、現時点でのスケジュール案についてご説明いたします。

資料の上の囲みをご覧ください。現行総合計画の策定に至る経緯でございます。平成16年6月にこの協議会が発足いたしまして、同日付けで区長から自転車の総合計画案策定について協議会で検討をいただくように諮問いたしました。それを受けて協議会を中心に検討いただき、平成18年3月に協議会から区長へ総合計画案を提言いただきました。その後、議会への報告等を経まして平成18年6月に現行総合計画の最初のもので出来上がったというところでございます。

新たな総合計画の策定のためのスケジュールですが、協議会の構成を一部変更する必要があると考えております。まず、現在の委員の方の任期は今年の6月29日までとなっておりますので、それにあわせての変更を予定しております。現行総合計画策定時の課題が現在では改善されつつあるような団体もでございます。区議会代表、鉄道事業者代表、行政機関代表については、あまり変えようがないのですが、特に関係団体については見直しが必要だと感じております。また、区民の公募による委員についても同じ方が続けていただくのはあまり望ましくないと考えておりますので、事務局としては次回の第26回の協議会からは、一部委員の変更したうえでの開催を予定しております。新しい総合計画については2年に渡って協議会を中心に検討いただきまして、平成28年春には新たな10か年の総合計画を策定したいと考えております。

会 長： ありがとうございます。

今の事務局案の説明に対し、ご質問ご意見がございましたらよろしくお願ひします。

よろしいでしょうか。

本日もいろいろ説明をいただきまして、成果も上がっていますが新たな課題も見えてきているように思います。今後はそれについても検討していければと考えます。

議題に限らずご意見はございますか。

0 委 員： 商店街の方からのお話を聞いておりまして、これから見に行く池袋駅南の駐輪場は終了が午前1時半ということですが、24時間利用にできないんでしょうか。視察へ行くまでにお伺いしておきたいのでお願いします。

それから、撤去について、豊島区は本当に撤去を頑張っていて、放置に関しては私どもも池袋の西口でずっと調べておりますが、10分の1以下に減ってきておりますので大変成果を上げていると思います。気になっておりますのは、コストの面です。このところの撤去の費用の推移という点ではどのようになっ

ますか。撤去の資料はいただいているのですがその辺りの資料がございませんので、区議会議員の方はご存じだと思いますが、それについて何か教えていただけるものはありますでしょうか。

事務局： まず、最初にご指摘いただきました池袋駅南自転車駐車場の開場時間についてですが、有人管理の施設であること、駅から多少離れているということから、当面は池袋駅の始発終電に十分耐える時間を基準に運営させていただきたいと考えております。24 時間ということになりますと、無人にするわけにはいきませんので、人件費や光熱水費もその分かかるということから、当面は始発終電対応での設定を続けながら、どの程度深夜に需要があるのかを見極めていこうと思います。

撤去状況やコストについてですが、撤去状況につきましては、後ほど撤去の最新状況で報告させていただきますが、近年では概ね年間 4 万台強の撤去しております。台数では 23 区では三番目くらいの数値になると把握しております。一番多いのは世田谷区ですが、人口・面積も鉄道駅の数も圧倒的に大きい区ですが、5 万台程度を撤去しています。豊島区のように規模の小さな自治体としては、かなり密度濃く撤去していると考えています。次に、撤去に要する費用というのは放置自転車対策事務所の維持、撤去に要するトラックの運送費や委託料の他に、6 か所の自転車保管所の管理運営経費などがかかっておりまして、概算で申しますと年間で約 2 億 2 千万円程度かかっております。それに対しまして、撤去自転車返還の際に収めてもらう撤去保管手数料の収入が年間で約 1 億 2 千万円くらいになっております。差額を赤字としますと 9 千万円から 1 億円くらいの赤字になっているということになります。単純に撤去台数 4 万何千台で撤去に要する費用 2 億何千万円を割りますと、1 台当たり 7 千円くらいかかっている計算になります。豊島区での自転車の撤去保管手数料は 5 千円ということで、かなり高いと言われておりますが、差額の 2 千円は放置をしていない区民も含めた一般財源を投入せざるを得ないという状況でございます。こちらについても放置自転車が減ってくる状況の中での効率的な撤去とあわせてコストについての工夫も必要になって来るものと考えております。

会長： ありがとうございます。

他にご質問はございますでしょうか。

今後は第二次総合計画策定に向けて検討を重ねていくということでもよろしくお願ひします。

本日はいろいろと参考資料がありますので、それについて説明をお願いします。

事務局： それでは何点かご報告をいたします。

参考資料の 25-1 をご覧ください。放置自転車と最新状況ということで毎回添

付している資料ですが、このメンバーでの協議会は最後ですのでおさらいという意味を含めまして説明させていただきます。これは駅別の乗入台数の推移になっておりまして、東京都の調査依頼に基づく一斉調査の数字を使っております。これは毎年10月から11月間の晴天の平日、午前11時頃に行っているものでございます。例えば、一番上の池袋駅をご覧ください、一番左の平成11年度は豊島区での放置自転車台数のピークでございました。自転車と原付を合わせた放置台数が4,582台あった年でございまして、全国でワースト1位という不名誉な記録をした年であります。それに比べまして、一番右側にあります最新の平成25年度調査では、同じ条件で368台になっております。一番下の合計欄を見ていただきますと、ピーク時の本区全体の放置台数が14,668台であったのに比べ、激減しております。これには地域の皆様のご協力、後でご説明しますが鉄道事業者の皆様をはじめ各事業者様のご努力ご協力によるものと改めて感謝申し上げます。

あわせて、参考資料25-3をご覧ください。これは、現行総合計画策定後に新設あるいは増設された自転車駐車場の整備状況でございます。総合計画策定時には6,500台分の駐輪施設整備を目標に掲げておりました。右側の中段あたりに各駅の合計欄として表示しておりますとおり、誰でも使える駐輪場として官民あわせて自転車の台数で申しますと8,187台が計画期間中に整備されています。総合計画の目標台数6,500台を越えてはいますが、下の段をご覧ください。想定外に整備されたものを除く、総合計画に沿った整備という点では自転車5,710台で進捗率は87.8%の達成ということになります。特に11施設2,357台を整備していただいた鉄道事業者の皆さん、そして歩道へのラック設置にご協力いただいた道路管理者の皆さんに深く御礼申し上げます。放置自転車の減少には撤去活動だけではなく、協力によって整備された駐輪場が大きく影響しているものと考えております。今年度末のグリーン大通りの暫定置き場廃止を考慮したうえでの豊島区内の駐輪施設数ですが、区立が43施設。民間の誰でも使える状態にある施設が19施設の合計62施設。自転車が18,467台。原付等が299台となっております。今後の整備予定としましては、先ほどご説明しましたJR大塚駅南口広場地下の整備、新庚申塚停留場周辺の整備などが進んでおります。課題として残っておりますのが東武東上線の北池袋駅周辺の整備。そして、東京メトロさんの有楽町線地下通路の活用検討につきましては、池袋駅南が新しくできましたので、先ほどD委員から指摘がありましたように、周辺の駐輪場需要を見きわめながら検討していく必要があると考えております。あらためて御礼とおさらいをさせていただきます。

続きまして、本日机前にお配りした資料の説明をさせていただきます。まず、A4カラーで右上にピーボ君のイラストが入っております自転車の安全利用ガイドです。日本語を含んで5か国語表記の自転車安全利用五則になります。東京には外国の方も多くいらっしゃいます。自転車の安全利用と言う点では日本人だけではありませんので、本区でも外国語での日本のルール周知の必要性も感じておりましたところ、このたび警視庁さんから基本として押さえておきたいルールに

ついでにまとめた自転車の安全利用ガイドを作ってください、自治体の窓口で使っても良いということでしたので、早速、区の外国人登録等窓口や転入者の窓口での配布資料に加えております。今後はホームページ等でも周知を図っていこうと考えております。

次にA3二つ折りカラーの道路交通法一部改正をご覧ください。特に自転車ということで申し上げますと、資料を開いていただいて、左側のページ平成25年12月13日までに施行の②をご覧ください。自転車は軽車両ですので左側通行ですが、改正前の道路交通法では白線の引かれた路側帯に限っては左右どちらでも走ることができました。これを路側帯であっても右側通行を禁止するという改正がされましたのでご報告いたします。

最後に緑色の冊子をご覧ください。再生自転車海外譲与25周年記念ということで、表紙の下に書いてありますが再生自転車海外譲与自治体連絡会、通称ムコーバという組織がございます。冊子を開いていただきまして、最初に区長の写真がありまして、ごあいさつ文を紹介させていただいております。引き取りのない放置自転車を再生活用するという事業の中で、開発途上国に対しまして再生自転車をお送りして有効活用していただくという活動を豊島区が昭和63年から始めております。翌年の平成元年からムコーバという任意団体を立ち上げまして、以来25年間豊島区が幹事を務めながら活動を続けているものでございます。内容といたしましては、各自治体で生じます放置自転車を一定の再生基準に沿って整備していただき、新品同様に仕上げた自転車をジョイセフという国際NGOを通じて開発途上国へ譲与しております。ジョイセフは母子保健のNGOでございまして海外の母子保健活動、医療活動を推進している団体で、そちらの活動に役立てていただいております。海外にはまだまだ交通手段のままならない国もたくさんありまして、看護師や保健婦の巡回活動や救急車代わりに使ってもらっております。これらの活動25周年を記念して冊子を作りましたので参考にお配りしております。詳しくはお帰りになってからお読みいただきたいのですが、これまでに91か国に約7万2千台の放置自転車をムコーバを通じて再生自転車を譲与しております。このような活動も地道ではありますが続けているということでご紹介しました。

長くなりましたが以上でございます。

会長： ご意見など何かございますでしょうか。

道路交通法の改正はいくつか新聞でも取り上げられたので皆さんご存知かと思えます。

豊島区もいろいろな活動をされていますが、今後も続けていただきたいと思いますが、区民の税金を使っておりますので今後も効率的な活動を目指していただきたいと考えております。

今の説明に限らず何かご質問ご意見はございますか。

それでは、現在の委員の任期は6月29日までということで、何かご意見等が

ありましたら事務局の方へご連絡願いたいと思います。

では、事務局から視察についての説明をお願いします。

事務局： 本日の「池袋駅南自転車駐車場」の現地視察の際は、資料 25-3「池袋駅南自転車駐車場」整備概要をお手元にございますとより分かりやすいかと存じます。また、現地への移動にはマイクロバスをご用意いたしました。時間の都合上、視察先での現地解散となります。こちらの会場には戻りませんのでお忘れ物ないようご注意ください。

(午後 3 時 20 分閉会)

<p>会 議 の 結 果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 25 年度の事業計画と進捗状況等について報告した。 ・ 附置義務駐輪場制度見直し概要について条例改正とパブリックコメント実施結果を報告した。 ・ 「第二次総合計画」策定に向けた今後の協議会運営について事務局案の説明があった。 ・ 次回は 7 月開催予定。 <p>(委員の欠席)</p> <p>諸岡昭二、足立勲、荻村和一郎、本橋弘隆、武内得真、武田康弘、吉原市郎、小山玄、青柳英世</p>
<p>提出された資料等</p>	<p>【配付資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資料 25-1 「総合計画」に基づく施策への取組み ・ 資料 25-2 メトロポリタン駐車場東側用地の活用 ・ 資料 25-3 池袋駅南自転車駐車場の整備概要 ・ 資料 25-4 大塚駅南口駅前広場地下部分の活用 ・ 資料 25-5 附置義務駐輪場制度周知資料 ・ 資料 25-6 「第二次総合計画」策定スケジュール ・ 資料 25-7 新庚申塚停留場周辺 駐輪施設整備の検討 ・ 参考 25-1 放置自転車等の状況 ・ 参考 25-2 豊島区自転車等駐車対策協議会 委員名簿 ・ 参考 25-3 「豊島区自転車等の利用と駐輪に関する総合計画」に基づく駐輪場整備状況
<p>そ の 他</p>	<p><次回会議の予定></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全体会（第 26 回） <p>平成 26 年 7 月(予定、詳細は別途事務局から通知)</p>